

建設工事設計変更等取扱要領 新旧対照表

改定後	改定前
<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(設計変更) 第2条 設計変更とは、契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。 <u>2 軽微変更とは、工期延伸、重要な構造、主要な工法、位置、断面等の変更に係る以外の設計変更をいう。</u></p> <p>(協議等の取扱い) 第3条 受発注者が指示、協議、通知、承諾、報告、提出等（以下「協議等」という。）を行う場合は、工事打合せ簿 <u>(別紙1、2参照)</u> により行うこととし、次の各号に定めるに従うこと。 (1) 略 (2) 略 <u>(3) 発注者は、請負代金額の増減を伴う協議等の場合、工事打合せ簿に概算増減額を明示すること。</u> <u>(4) 紙面の工事打合せ簿は、正本を発注者、副本を受注者が保管すること。</u></p> <p>下表 略 <u>(削除)</u></p>	<p>(目的) 第1条 略</p> <p>(設計変更) 第2条 設計変更とは、契約の目的を変更、追加しない範囲において設計数量等、設計図書の一部を変更することをいう。</p> <p>(協議等の取扱い) 第3条 受発注者が指示、協議、通知、承諾、報告、提出等（以下「協議等」という。）を行う場合は、工事打合せ簿により行うこととし、次の各号に定めるに従うこと。 (1) 略 (2) 略</p> <p>下表 略 <u>※「軽微変更」とは、工期延伸、重要な構造、主要な工法、位置、断面等の変更に係る以外の設計変更をいう。</u></p>

改定後

(設計変更の取扱い)

第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。

設計変更の内容	契約変更・別途契約
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負代金額の増額を伴うもの</li> </ul>	<p><u>[契約変更による]</u></p> <p><u>(1) 第3条の承認を受けた軽微変更は契約変更とすることができる。</u></p> <p><u>(2) 軽微変更ではないが、第3条の承認を受け、かつ下記のいずれかに該当するものは、契約変更とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合</li> <li>・ 当該契約工事と事務的、技術的、施工的に一体不可分であり、分離が困難又は非効率となる場合</li> </ul> <p><u>(3) その他、決裁権者が必要と認めたもの</u></p> <p><u>[別途契約による]</u></p> <p><u>(1)、(2)又は(3)に該当しない場合は別途契約とする。</u></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請負代金額の減額を伴うもの</li> <li>・ 請負代金額の変更が無いもの</li> <li>・ 年間維持工事に変更・追加されるもの</li> </ul>	<p><u>[契約変更による]</u></p>

(削除)

改定前

(設計変更の取扱い)

第4条 第3条により設計変更を伴う協議等を行う場合、下表の定めにより契約変更又は別途契約としなければならない。

設計変更の内容	契約変更・別途契約
<p>請負代金額の増額を伴うもの</p>	<p><u>[3割以内]</u></p> <p><u>契約変更による</u></p> <p><u>増額の累計額が当初請負代金額の3割以内の場合、は、契約変更によることができる。</u></p> <p><u>[3割超]</u></p> <p><u>別途契約による</u></p> <p><u>ただし、下記の場合は変更契約とすることができる。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急性が高く別途契約を行う時間が無い場合</li> <li>・ 当該契約工事と技術的、施工的に一体不可分であり分離施工が困難な場合</li> </ul>
<p>請負代金額の減額を伴うもの</p> <p>請負代金額の変更が無いもの</p> <p>年間維持工事に変更・追加されるもの</p>	<p>契約変更による</p>

2 次の各号に該当する増額は、前項の3割の累計額に含めないこととし、増額の上限を設けず、契約変更によることができる。

- (1) 建設工事請負契約書第25条に係る請負代金額の増額
- (2) 鳥取県県土整備部「週休2日モデル工事」試行実施要領（平成30年3月12日策定）による請負代金額の増額
- (3) 鳥取県県土整備部ICT活用工事実施要領（平成29年8月21日策定）による請負代金額の増額
- (4) 熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年6月12日策定）による請負代金額の増額
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る特記仕様書（令和2年5月7日策定）による請負代金額の増額
- (6) 各年度における公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置による請負代金額の増額

改定後	改定前
<p>(契約変更の取扱い)</p> <p>第5条 設計変更に伴う契約変更、<u>契約の目的を変更、追加する場合は</u>、その都度行うことを原則とする。</p> <p>2 前項の規定に係わらず、設計変更が軽微変更であって、次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更することができる。</p> <p><u>ただし、発注者が必要とする場合、受注者から契約変更を行うよう連絡があった場合等は、速やかに契約変更を行うこと。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p><u>(現場指示票の取扱い)</u></p> <p><u>第6条 発注者は、災害発生時等、現場の安全確保のため緊急を要する場合、承認権者の承認前に、現場指示票（別紙様式）により受注者へ指示することができる。</u></p> <p><u>2 現場指示票による指示後は、速やかに第3条の規定により事後承認を受けて施行すること。</u></p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、令和7年7月1日から施行する。</u></p>	<p>(契約変更の取扱い)</p> <p>第5条 設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とする。</p> <p>2 前項の規定に係わらず、設計変更が軽微変更であって、次のいずれかに該当するときは、他の設計変更と一括して契約変更することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則</p> <p>この要領は、令和4年4月1日から施行する。</p>

改定後

(削除)

改定前

建設工事設計変更等取扱要領の運用方針及び留意事項